

総 行 公 第 15 号
平成24年2月24日

各 都 道 府 県 知 事
（人事担当課・市区町村担当課扱い）
各 指 定 都 市 市 長
（ 人 事 担 当 課 扱 い ）

殿

総務省自治行政局公務員部長

東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東日本大震災による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところであり、深く感謝申し上げます。

被災地方公共団体においては、各地方公共団体からの人的支援を得ながら、懸命に復旧・復興事業を進めているところですが、本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するため、平成24年度においては広範な職種にわたって職員不足が避けられない状況にあります。

各地方公共団体におかれては、被災地方公共団体の窮状をご賢察いただき、被災他地方公共団体に対する人的支援について、下記の事項に留意し、なお、一層のご理解とご協力を賜りますとともに、被災地方公共団体におかれても、下記の事項を参考にさせていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受け入れ経費（給料、各種手当、赴任・帰任等の旅費、共済等負担金、宿舍借上費等の派遣職員の受け入れに要する経費）については、その全額を特別交付税により措置することとしております。
2. 被災地方公共団体における本格的な復旧・復興に係る事務量の増大への対応としては、別紙のとおり、他の団体からの職員の派遣の他、任期の定めのない常勤職員の採用、再任用職員の採用、必要な期間における任期付職員の採用が考えられるところです。

なお、被災地方公共団体において東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を特別交付税により措置することとしておりますので申し添えます。

併せて、雇用創出基金事業を活用して臨時・非常勤職員を採用することができることを申し添えます。

3. 被災地方公共団体に人的支援を行う団体においては、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等も考えられるところであり、別紙の内容も参考にしながら、更なる職員派遣についてご検討をお願いいたします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、西巻

電 話 03—5253—5542

FAX 03—5253—5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

(別紙) 本格的な復旧・復興に係る事務量の増大へ対応するための職員の派遣以外に考えられる職員の確保策について

1 被災地方公共団体における職員採用の手法及び留意事項

①任期の定めのない常勤職員の採用（地方公務員法第17条）

新卒者を中心とした採用以外に、経験者を中心とした中途採用を行うことが考えられる。

②再任用職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用し、その経験を活用することが考えられる。

③任期付職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条）

震災からの復旧・復興に係る事業については、任期付職員法第4条第1項に定める要件に当てはまるものであり（第5条第1項に定める短時間勤務職員においても同じ。）、年齢に関わらず本人の能力に応じて任期付職員の採用が可能である。また、任期付職員の採用においては、専門的な知識と経験を有する退職した元職員を活用することも考えられる。

特に市町村においては、任期付職員法に基づく条例を制定していない団体が多いことから、既に総務省から示している条例（例）（別添参照）を参考に条例を制定し、積極的に活用いただきたい。

④臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

※ ①～③に要する経費についてはその全額を特別交付税により措置することとしている。また、④については雇用創出基金事業を活用することができる。

2 被災地方公共団体に人的支援を行う団体における対応方法及び留意事項

①再任用職員の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用することも考えられる。

また、採用した元職員を被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

②任期付職員（常勤）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条）

任期付職員法第4条第2項に基づき、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、任期付職員の採用を行うことも可能である。

また、任期付職員法第4条第1項に基づき採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

任期付職員の留意事項等については、1③も参照のこと。

③臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

(別添)

○一般職の任期付職員の採用に関する条例（例）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇年〇月〇日〇〇県条例第〇号）第〇〇条〔職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年八月五日付け自治能第六十五号）第十八条相当規定〕の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 〇〇県〇〇計画に基づき平成〇〇年までに期間を限定して実施する〇〇業務に従事させる場合

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条から第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。